

「仙台市みどりの基本計画」の改定に係る答申の概要

1 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

都市緑地法第4条に基づき、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画であり、本市では、杜の都の環境をつくる条例第10条において策定を規定している。また、本計画では、緑を幅広く捉えることから、ひらがなで「みどり」と表記している。

(2) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

(3) 計画改定の背景

仙台市基本計画では、これからのまちづくりを進めるにあたって、本市がこれまで培ってきた都市個性を深化させ、掛け合わせ、相乗効果を生み出すことで「杜の都」を新しいステージに押し上げる挑戦をはじめるとしている。杜の都と親和性のあるGreenという言葉に様々な意味を込め、このGreenを最上級への姿を押し上げる姿勢を示した「『挑戦を続ける、新たな杜の都へ』～”The Greenest City” SENDAI～」を基本理念に掲げ、グリーンインフラ*の充実や魅力的な都市空間の形成に取り組むことが示されており、みどりの基本計画では、それらを実現するために個別具体の施策や取組みを定める。

※グリーンインフラ：「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）」

2 基本理念・みどりの将来像

基本理念 **百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと、みどりが育むまち～**



本市の都市個性である自然と都市機能が調和した「環境」を支えてきた「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用していくことで、新たな杜の都の実現を目指す。

3 取組みの姿勢「グリーンインフラの推進」

基本理念を実現すべく、全庁一丸となるとともに、市民や事業者などの多様な主体と連携し、みどりの多様な機能をまちづくりに生かすグリーンインフラを推進する。

4 基本方針と重点的な取組み

みどりの多様な機能を活用するために、新たに、都市個性を伸長し、選ばれるまちとなることを目的として、都心の活力や経済に関するみどりの方針（みどりで選ばれるまち）を設定するほか、前計画と同様に防災減災や生態系に関するみどりの方針（みどりと共生するまち）や歴史文化などに関するみどりの方針（みどりを誇りとするまち）、生活環境に関するみどりの方針（みどりとともに人が育つまち）を継続する。また、みどりが機能を発揮し続けるために必要な維持管理等に関する方針を設定する（みどりを大切にすまち）。

なお、方針ごとに2つのテーマを設け、重点的な取組みとして、重要かつ緊急性の高い事業・取組みを選定している。

みどりと共生するまち	・みどりによる雨水対策の推進 ・生態系を育むみどりの保全・創出	みどりとともに人が育つまち	・子どもの遊び・学び環境の充実 ・みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進
みどりで選ばれるまち	・都心部の活力・にぎわいの創出 ・都心部の建築物等における質の高い緑化の創出	みどりを大切にすまち	・施設マネジメントの推進 ・みどりの魅力・情報発信の強化
みどりを誇りとするまち	・街路樹による風格ある景観づくり ・仙台ならではのみどりの活用		

5 新仙台市みどりの基本計画の特徴

(1) 新規施策等

① みどりを生かした防災・減災の推進

津波の減衰・被害軽減に寄与する海岸防災林の再生など、前計画期間において実践したEco-DRR^{*}に加え、みどりが有する雨水の貯留浸透機能を生かした^{あめにわ}雨庭の整備等、市街地の浸水被害の軽減を図る。

※Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）。生態系が持つ多様な機能を活用して、災害によるリスクを低減させること。

② 都心部のみどりの磨き上げ

都心部におけるみどりの拠点整備や公共空間の積極的活用、建築物等における質の高い緑化の創出に取組み、本市の都市個性である都心部のみどりに更に磨きをかける。

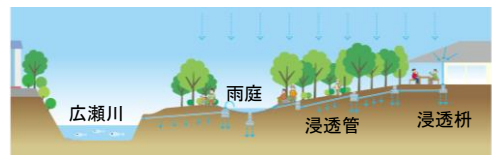
③ 持続可能な管理体制の構築

みどりが多様な機能を発揮し続けるために、施設マネジメントに取り組むとともに、多様な主体・多様な手法による参加の促進を図ることで、持続可能な管理体制を構築する。

(2) 主な新規事業等

① 【新規】公園や道路における透水性舗装や雨庭等の整備

市街地における雨水対策として、みどりの雨水貯留・浸透機能を活用する。



青葉山公園（仮称）公園センターにおける雨水浸透施設の整備イメージ

② 【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催

杜の都のみどりの可能性の発信やみどりと花に囲まれたライフスタイルの創出等を基本方針に据え、令和5年(2023年)春に開催する。



全国都市緑化仙台フェア会場のイメージパース

③ 青葉山公園整備事業

仙台の歴史・文化を発信し、青葉山の自然と広瀬川に囲まれた空間で多くの人が憩い、集うことができる追廻地区を整備する。



青葉山公園追廻地区の整備イメージ

④ 【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用

木陰を創る緑化や接道部緑化等の質の高い緑化により、憩いと交流の場の創出を図る。



都心部の建築物等での質の高い緑化による、憩いと交流の場の創出

⑤ 【新規】プレーパーク^{*}の拡充

プレーパークの実施個所の増加等により、子どもの遊び・学び環境の充実を図る。

※プレーパーク：既成の遊具を置かず、子どもたちが工夫して、遊びを作り出すようにしている遊び場。子どもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出すスタッフを置く。冒険遊び場とも言われる。



プレーパークの実施イメージ

⑥ 【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用、計画的な更新の実施等

持続可能な管理体制による街路樹の計画的な植替えや根上がり対策等を実施し、安全性を確保するとともに、緑化重点地区^{*}内で街路樹整備を行うことでさらなる景観向上を図る。



街路樹による景観向上イメージ

※緑化重点地区：都市緑地法第4条に基づき定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。本市では4地区（仙台都心部地区、あすと長町地区、卸町地区、泉中央地区）指定している。